

住居確保給付金の支給期間が延長されます

これまで

離職、廃業、休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3ヶ月間、最長9ヶ月間、家賃相当額を支給。



令和3年1月1日以降

最長で12か月まで延長することが可能になります

令和2年度中に新規申請して受給を開始した方に限ります

再々延長申請について

再延長期間の最終月(9か月目)に流山市暮らしサポートセンターユーネットの窓口で申請が必要です。

○申請には要件があります。

- 1 申請時の収入要件・資産要件を満たしていること。
- 2 再延長期間中に熱心に求職活動に取り組んでいたこと。
- 3 受給中に下記の求職活動を行うこと
 - ハローワークへの求職申込
 - 常用就職を目指す就職活動を行うこと
 - 月に1回以上の流山市暮らしサポートセンターユーネットとの面談(「求職活動等状況報告書」の郵送及び電話での報告も可能)
 - 月に1回以上のハローワークにおける職業相談(「職業相談票」の提出が必要)
 - 月に1回以上の企業等への応募。面接の実施(別紙住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に記入、提出が必要)

お問い合わせ

【流山市暮らしサポートセンターユーネット】04-7197-5690

【流山市役所社会福祉課】04-7150-6079